

倶楽部たより

2025 年 6 月

つるま法律倶楽部

涼 納涼会のご案内

名城公園に新しく完成した『IGアリーナ（愛知国際アリーナ）』をご存じですか？7月13日からの大相撲名古屋場所をこけら落としとして、客席が4階まであり、立ち見を含めて最大1万7,000人を収容できる国内最大級のアリーナがオープンします！ここは、2025年シーズンからプロバスケットボールの名古屋ダイヤモンドドルフィンズのホームアリーナとなります。話題満載の名城公園で、IGアリーナを横目にイタリアン納涼会を企画しました！ぜひご参加ください。

開催日：7月8日（火）18時～2時間

場所：Restaurant, cafe & pizza

『GARB CASTELLO（ガープ カステッロ）』

名城公園内の施設「トナリノ」1階

地下鉄名城線・名港線「名城公園駅」2番出口徒歩2分

「名古屋城駅」7番出口徒歩8分

参加費：5,000円（飲み放題90分）

※参加申し込みは事務所までご連絡ください



科学・学問が危ない

「学問の自由は、これを保障する」（憲法23条）。学問研究の自由、自主性、自律性は保障されなければならない、権力による干渉、妨害は許されない。

わが国のナショナルアカデミーである日本学術会議は、「独立して職務を行う」ことが保障された国の特別の機関である。現会員定数は210名で（ただし2020年に任命拒否を受けた6名は欠員）、任期6年。会員活動を支援する連携会員は多い。

現在は他国アカデミーと連携し、地球環境問題等人類の未来に係る活動を行っている。

いまこれを廃止して、特殊法人「日本学術会議」を新設する法案が今国会に上程されている。独立法人化すれば、いっそう独立性が強化されると思われそうだが実はとんでもない。日本弁護士会は本年3月18日、法案に反対する会長声明を発した。

内閣府に設置される評価委員会（総理が委員を任命し、中期的活動計画策定、業務実績等に関する点検・評価の方法・結果について意見を述べる）、監事（総理が任命し、業務を監査して報告し、業務・財産の状況の調査等を行う）等の機関が設置される。これらが活動面で独立性・自立性を危うくすることは明らかである。

また会員予定者を選考する候補者選考委員会の委員を任命するときは、総理が任命する有識者と協議しなければならない、制約がかけられる。

さらにはこれまで国の機関として予算が確保されていたが、今後は「補助」ととどまる。

日本学術会議法人化法案は、学問の自由（憲法23条）を危うくし、時の政権の意に従う学問研究しか許さない状況を作り出す危険がある。科学・学問は真理を探究して成果を人類の福祉増進に役立てるべきものだと思ふ。当事務所は2020年の学術会員候補者6名の任命拒否問題や京大滝川事件、天皇機関説美濃部事件について公開勉強会等を開催してきた。この法案を見過ごすことができない。明確な反対の意思表示をする。

弁護士 小島 高志

皆さん、お世話になりました。 弁護士 石塚 徹

このたび、鶴舞総合法律事務所を退所し、次の事務所を開設して移転しました。

【石塚徹法律事務所】

〒457-0007 名古屋市南区駄上1丁目 201-3

駄上住宅A棟 103号

電話 052-627-1807 FAX052-627-1808



鶴舞総合法律事務所には7年3ヶ月お世話になりました。食道癌の手術をした後の苦境を助けていただき感謝しています。つるま倶楽部の皆さんたちとのつながりなどで元気をいただきました。しかし、今度は寄る年波のせいで辛くなり、のんびりと余生を過ごそうと考えて、一人の小さな事務所を作ることになりました。

今後も、よりよい社会をつくるために細やかながら仕事をしていきたいと思います。何かできることがありましたら声をかけてください。

2025年3月末をもって移籍いたしました。 弁護士 安井 一大

2025年3月末をもって鶴舞総合法律事務所を退所し、平井宏和先生が所長の弁護士法人ACLOへ移籍いたしました。鶴舞総合法律事務所では10年以上にわたりお世話になり、様々な経験させて頂きました。弁護士1年目の一番最初の頃に、いきなり興正寺の事件の弁護団に参加しましたが、1年目にして大変な事件に携わっていたと思います。中京大学の羅教授の解雇事件は、夜遅くまで弁護団会議を何年にもわたって行い、第1審では尋問、控訴審も携わりました。こういった事件は、鶴舞総合法律事務所に入所していなければ経験できませんでした。私は弁護団としての戦力にはなかなかありませんでしたが、事件の取り組み方や考え方等、弁護士として成長するために貴重な経験をさせて頂きました。

仕事は事務局の方々に支えられ、なんとか弁護士を10年やることができました。これも、鶴舞総合法律事務所の事務局の方々になければ成り立たなかったことです。大変感謝しています。

移籍は弁護士になった頃は予想しておらず、今後どうなるかは分かりません。他方、「人生とは計画通りにいかないものである、予想外の展開を楽しむことが大切である」という言葉を聞いたこともあります。何事も人事を尽くしていれば、きっと良きように導かれると信じています。

長い間大変お世話になりました。また法律倶楽部の企画等でお会いすることもあると思いますので、そのときはよろしく願いいたします。



【弁護士法人ACLO】

〒451-0031 名古屋市西区城西1丁目 12-12 パークサイドビル2階

電話 052-529-6155 FAX 052-524-6424

『最近の相談から』



◆遺言の特別方式（いわゆる臨終遺言）

Q-1 癌にかかった夫が複雑な親族関係を心配して遺言書を作る準備をしていました。しかし、突然、病状が悪化して入院しました。主治医の説明だと退院は無理だろうということです。現在、夫の意識ははっきりしていますが、自力で文字を書く力がありません。夫の遺言の希望を生かすことはできないのでしょうか。

A-1 自筆証書遺言も公正証書遺言もできそうにない様子ですね。

こういう場合でも、特別な方式で遺言することができます（民法976条・死亡時の危急に迫った者の遺言）。

① 証人3人以上が立会い、遺言者がその1人に遺言の趣旨を口述していただきます。十分な口述ができない場合、立会証人からの質問に答える形で意思表示をしていただいてかまいません。遺言の口授を受けた証人がこれを筆記して、遺言者と他の証人に読み聞かせるか又は閲覧させます。各証人が筆記の正確なことを承認し、これに署名し、押印します。

② そして、この遺言の日から20日以内に家庭裁判所に対して「確認」を求めます。家庭裁判所は遺言状況を調査してこの遺言が遺言者の真意に出たものかを審査し、真意に出たと判断すれば確認の審判を下します。この手続きを怠ると遺言は効力を生じません。

③ 遺言内容を実現するためにもう一つの手続きとして、家庭裁判所の検認が必要です。家庭裁判所に対して検認の申立をすると、裁判所は、相続人らの立会の中、提出された遺言書をあらためます。そして検認手続きを終えたことの証明書を遺言書に添付します。（民法1004条）

これで亡くなられる方の遺言の意思を生かすことができます。



◆解雇理由証明書

Q-2 ワンマン社長から社員が居並ぶ中、君には会社を辞めてもらいたい、出社しなくてよいと言われました。その理由を質すと社長は事実無根の罵倒を浴びせたり答をはぐらかしたりして話になりません。どうしたらいいでしょう。



A-2 解雇通告なのか、いわゆるパワーハラスメントなのか、ご説明だけでははっきりしません。解雇なら緊急事態です。解雇通告を受けたと考えて対処しましょう。

労働基準法第22条は、労働者が退職する場合、労働者が一定の事項について証明書を請求した場合は、使用者は遅滞なくこれを交付しなければならないと定めます。これに反すれば罰則が科せられます。解雇理由は具体的に示されなければならないとされます。就業規則違反が解雇理由だというなら、その該当条項と該当するに至った事実関係を記入しなければなりません（H11・1・29労働基準局長名の発する通達（基発）45号、H15・10・22基発1022011号）。

では即刻、「解雇理由証明書」の交付を請求しましょう。すぐ速達の内容証明郵便で請求すれば明日には社長の手元に届くでしょう。使用者が証明書交付に応じないなら労働基準監督署に申告して調査と指導を求めることもできます。

Q-3 会社に届いた内容証明郵便を見たワンマン社長が急に社員を集めて、昨日の解雇通告は撤回すると宣言しました。私の首はつながりました。

A-3 解雇理由証明書交付請求は、今回のような「気まぐれ・軽率解雇」防止に役立ちます。労働者自身が解雇理由の当・不当を判断できるようになります。解雇の恐怖を背景にするパワハラを抑止やワンマン経営の歯止めにも効果があるでしょう。

証明書に記載された理由は、異なる別の解雇理由の主張を制限することにもなります。使用者側の主張変転を封じる効果も期待できます。

◆手口を変えても詐欺商法は詐欺商法

Q-3 ニューK社から売り出しの案内が来たの

で店頭に行き、枕屏風を30万円で買いました。昨年に価格270万円のオパールリングを特別セール価格60万円で値引きすると買われて買ったことがあります。後になってオパールの中に傷があって4万円程度の値打ちしかない我知道了。枕屏風を買ったことが不安になりました。

A-3 かつてK社は高齢者をターゲットにして呉服等を押しつけ的に大量に販売し(いわゆる次々販売商法)、不当だと主張する被害者たちから多数の訴訟を起こされていきました。それに対処するためか新たにニューK社が設立されたのです。お話を伺えばここ2年間にニューK社から大島紬や宝飾品等々少なくとも500万円を超える商品を購入されたのです。特定商

K社側の怪しい手口がみられます。また特別な高級品でなければ枕屏風が30万円というのも高過ぎるのではないかと疑問があります。

即刻弁護士名で代金の支払いを拒絶する旨の内容証明郵便を出しましょう。

(担当弁護士のコメント)

上記相談についてはニューK社から代金を請求しない、今後勧誘しないと回答を得ました。

高齢者支援活動団体においても、高齢者をターゲットにする詐欺的商法の早期発見や被害防止に配慮いただきたいと思います。

悪徳商法には事業者も注意が必要です。多種多様な詐欺的商法が横行しています。

お伝え下さい

皆さんが大切に思っておられる方に 原発の危険性を

つるま法律倶楽部会員の皆様には、NPO法人地域資源ネットワークあいちが作成した樋口英明元裁判長の講演録『南海トラフ地震と原発』を法律事務所から謹呈させていただきました。第1刷に以下の誤りがありました。この場をお借りしてお詫びと訂正をさせていただきます。

＜正誤表＞

- 表紙見開き写真の頁 枠内1行目
大阪原発3,4号機… ⇒大飯原発3,4号機
- 目次の頁 第2部◇内なる敵にあらがって
中日新聞社論説委員主幹 ⇒中日新聞社論説委員
- 25頁
中日新聞社論説委員主幹 ⇒中日新聞社論説委員
- 30頁
小冊子発刊に寄せてよせて⇒小冊子発刊に寄せて



『南海トラフ地震と原発』

コンパクトで読みやすい、裁判官がこんなにわかりやすく話すなんて驚いた、知り合いに読んでもらうつもりだ、皆で読みたいので何冊か入手したい等々、多方面からご好評をいただき、上記ミスを訂正した第2刷が増刷されました。必要な方はご連絡ください。

また講演、映画上映のご希望の節もお問い合わせ下さい。

【問合せ先】

NPO法人地域資源ネットワークあいち
事務局長 近藤睦美 090-2948-8107

取引法等の法規制を免れようとするためでしよ

うが販売商品が多種にわたることその他ニュー 4

国家のごまかしの消費税（小括）

●沿革；仏は自国の輸出産業支援のため、1953年いわゆる付加価値税を創設した。輸出先で輸出品等に課税されなければ付加価値税の還付を受けられる。隠された助成金である。付加価値税は輸出企業への特別助成金が目的であった。そして各国に広まった。

●消費税の名称のごまかし；国税庁のHPには「消費税は…消費者が負担し、事業者が納付します」とある。これは消費税法5条の明文に反する。消費税の実質は事業者に対して課せられる売上税である。

●不可解な会計処理容認による国民の誤解蔓延；代金の100/110を売価とし、10/110を消費税預り金とする経理処理が認められている。多くの事業者はそうように処理する。この経理処理により消費税は預り金すなわち買主が負担し売主が預かったものだという誤解、錯覚が蔓延している。

●税制原理のごまかし；税制の主要な目的は富の再配分にある。富のあるところから税を徴収し、これを再配分して国民のために役立てる施策に生かすことにある。国税庁HPには「広く公平に課税される税で…」とあるが、一律の課税によって生じる逆累進制は租税政策の根本理念に反する。

●消費税の経済成長への悪影響；消費税導入や税率アップによる景気低迷・経済成長停滞は我が国の過去の経験から実証済みといえる。経済学で取り上げられる需給曲線から見ても、物価は上がり生産と供給は落ち込む。消費税は経済成長にブレーキをかける。

●消費税導入の必要性和用途のごまかし；消費税導入の際、政府は消費税額は福祉に充てると説明した。しかしれいわ新選組の調査によれば、消費税による増税分の多くが企業減税に充てられてきた関係にある。

●事業が赤字になっても消費税は発生する；赤字事業は消費税を払うことができない。我が国で最も延滞される税は消費税である。倒産を増加させている。

●節税の結果；消費税は（売上に係る消費税－仕入れに係る消費税）で計算される。労賃は仕入れではないから仕入れ控除できない。同額の労賃部分を外部委託ないし外注に切り替えれば、これらの消費税分を仕入れ控除として処理できるから節税になる。その見返りに、働く者の労働条件は不安定かつ悪化しがちである。

●食料品に対する消費税ゼロ論議への疑問；食料品への消費税をゼロにすれば、食料品価格が下がるのではないかと、関係事業者の税負担が減るのではないかと期待する向きがある。これは錯覚であろう。関係事業者が経営と適正利潤を確保しようとするれば売価はさほど下がらず、売価を下げれば利潤が失われて末端事業者の倒産・廃業が激増する。ご自分で食料品サプライチェーンのモデルを作ってみればわかるだろう。

続く；各政党の消費税への対応批判 弁護士 小島 高志

5月13日（火）～18日（日）、名古屋市民ギャラリー栄（中区役所ビル）にて「第16回昭和区平和美術展」が開催され、当倶楽部会員さんも数多く出展されました。



「特別支給老齢厚生年金受給」「加給年金の停止」「年金受給の繰り上げ」「在職による年金の支給額の停止」「高齢雇用継続支給申請」「失業保険受給」「傷病手当金受給等」と、自分に関係する制度を先日学びました。全てを受給出来るのではなく、重複するとほとんどが減額になるので、自分に最適な制度を受給するためには、専門家に相談するのがお勧めです。私の場合は、つるま法律倶楽部会員の社労士の先生に相談しました。

追伸、家族が入院治療をしました。なんと、あと一週間後だったら医療費の負担が3割から2割になったと知り、勉強不足を反省しました。69歳の方はご注意ください。

法律倶楽部でも、年代に応じた各種制度のミニ学習会等企画はいかがでしょうか。

第19回 昭和区平和のつどい

主催：昭和区平和のつどい実行委員会

日時：9月28日（日）11時～16時

場所：柳城短期大学体育館

講演：安田 菜津紀さん（認定NPO法人Dialogue for People 副代表・フォトジャーナリスト）

※詳細はたより夏号にチラシを同封予定です。



低山歩こう会

【次回予定・目的地】未定 【参加費】5,000円/人（風呂代別）

※マイクロバスでの開催は、参加人数10名で可能です。皆様のご友人もお誘いあわせのうえ是非ご参加ください☆開催日や目的地の希望もお知らせください。

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日10時～17時

第2土曜日（10時～12時） 第4土曜日（13時～15時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日9時～17時）をお願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 13時～15時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに要予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	----------

——編集後記——

法律事務所の諸事情により、たより春号の発行が遅れたことをお詫び申し上げます。

例年5月に法律倶楽部バスツアーを企画してきましたが、今年は秋ごろに向けて世話人会で検討しています。次回のたよりにはご案内できる予定です。もうしばらくお待ちください。

本号に石塚徹弁護士、安井一大弁護士の退所挨拶を掲載しました。法律倶楽部会員の皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご了承ください。お二人が新しい環境の中、お元気で活躍されることを祈念します。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227